

別送書類の状況

- e-Taxで法人税申告を提出した法人は、すでに4社に3社を超える法人が「ALL e-Tax」である一方、e-Taxで申告はするものの別送書類がある申告が約61万件あります。

◆ 書面等^(注)で提出される添付書類は、以下のとおりです。

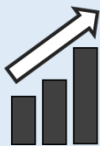
- ・ 財務諸表 約57万件
- ・ 勘定科目内訳明細書 約17万件
- ・ 法人事業概況書 約11万件

(注) PDF形式による提出も含む。法令により、e-Taxで送信できるデータ形式は定められており、上記の添付書類は、PDF形式による提出が認められていない。

◆ 上記のとおり、別送書類の大半は財務諸表です。

会計ソフトで作成された財務諸表データも含め、申告に添付すべき書類をe-Taxで提出することにより、納税者や税理士の皆様にとっても、次のようなメリットがあると考えています。

業務の効率化



発送の手間や税務署へ
行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、
交通費の削減

お願い

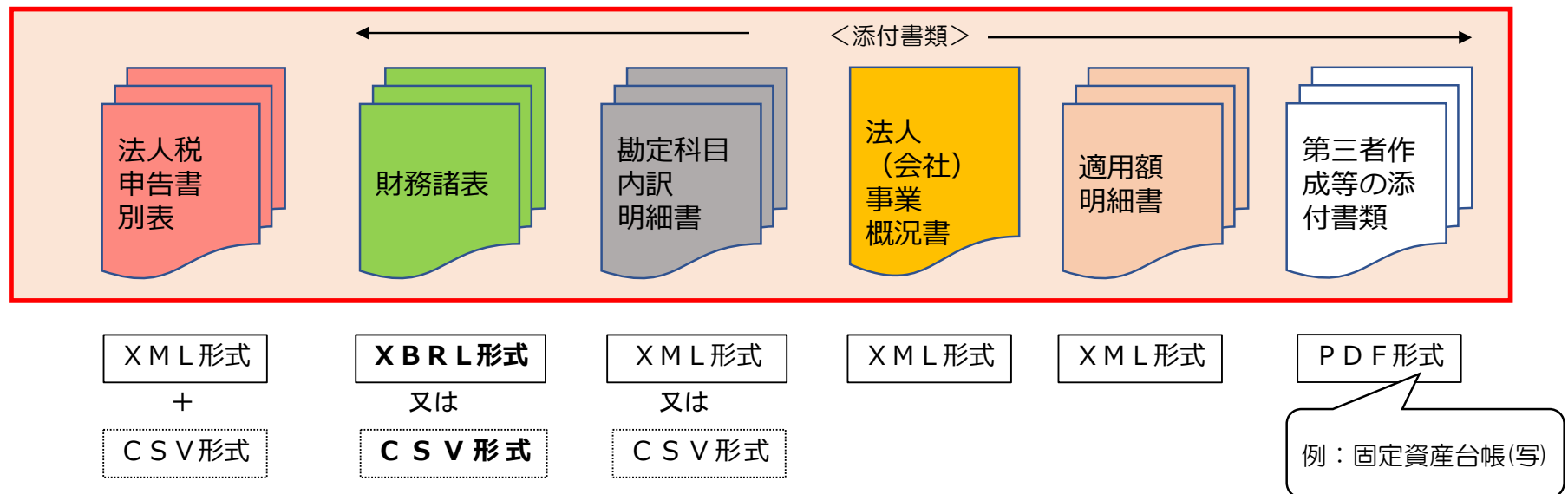
会計ソフトで作成した財務諸表データを税務(申告)ソフトに取り込める場合は、法人税の申告データと併せて財務諸表データもe-Tax提出をお願いします。



(参考)データ形式のルール

- 法人税申告のデータ形式は、法令により、提出する書類ごとに定められています。
- 財務諸表は、XBRL形式又はCSV形式となっています。
なお、CSV形式で提出する際は、e-Tax指定の形式で提出していただく必要があります。

データ形式のルール



【重要】PDF形式での提出が認められるものは限定されていますので注意してください。

※実際にあった例として、財務諸表をPDFデータで送信してALL e-Tax対応済みと誤認していた事例があります。

PDF形式で提出可能な主な添付書類は、e-Taxホームページに一覧を掲載しています。

アドレス：<https://www.etax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm>

利用拡大に向けた取組

- 税務当局では、法人税申告のALL e-Taxの推進に向けて、納税者や税理士の方々に対して、利用勧奨を実施しています。

メッセージ配信

ALL e-Taxに
関する協力要請



(メッセージボックス)

個別勧奨

個別訪問や電話



(税務署職員)

(納税者) (税理士)

最後に

利用勧奨に関して、税務署の職員から連絡があった場合には、ご協力のほどよろしくお願いします。
また、皆様からの意見や要望は、今後の取組の参考とさせていただきます。